

まくらによりて、一たび命を救ん事を庶幾するといへども、且て術なし、唯一品の良薬あり、則鼠の油揚なり、是を得ば完病治すべしと、扱こそ兄弟のもの、これをもとめんと、夜毎に出けるに、終かへり來らず、おのゝ獵人のためにとらるゝ事六疋なり、こよひは是非我きてこれを得んとするに、命を失ふ事かならずなり、さもあらば此のち是をもとむるものなければ、父病のため死すこと眼前なり、よつて翁にねぎまゐらす事外ならず、何とぞかの良薬にひとしき品われにあたへたまはらば、一度父をすくひ申たしとわりなくも話ぬ、仁右衛門つくゞ、おもへらく、狐すらかくまで孝を思ふ、人間蓋孝をわきまへざらんやと、野狐が孝を感じ、いかにもやすきねがひなりと、件の油物を持出、汝苦此句ひのたへがたく、輪穴の一物を得むとせば、かならず命を失ふべし、さあらば此品誰あつて父にあたえんや、其厚味をあぢはひえりて、いさゝか輪穴に心をかけず、此品父に與へ厄きを救ふべしと、今ひとつの油物をとリ遣て食させける、野狐よろこびにたへず、九拜してうちくらひける、仁右衛門今一つの油あげを竹の皮に包み、野狐が首に結びつけ、早々かへしける、とかくして仁右衛門は臥間に入て寐、一睡の夢のさむる頃、忤なるもの獲うちかたげ家にかへり、父にかたりけるは、こよひ怪有のゑものをえたり見たまへと、かの獲を父が前に出しけるを見てあるに、竹の皮を首にまたふたる狐なり、仁右衛門大に嘆じ、ありしをかぢかの赴をかたりけるに、さすが情なき匹夫といへども、殆感服し、忽其業を棄て父を伴ひ回國修行に出けるとなん、世にかゝる發心まゝ、すくなからず、

〔水戸烈公行實〕文政十一年戊子年二十九歳春正月、公以火災故、徙居駒籠邸、邸中士人有汗稻荷祠者、尋爲狐所魅、公以世俗謂狐爲稻荷神使、乃遣使神祠、諭其宜宥赦罪過、狐魅立除、

狐與人婚

〔日本靈異記〕上、狐爲妻、令生子、緣第二

昔欽明天皇

是磯城島金刺宮食國天國押開廣庭命也

御世、三野國大野郡人、應爲妻、覓好嬢、乘路而行時、曠野中、遇於